

## 本人通知制度に関する承諾書

本日受付いたしました本人通知制度は、個人のプライバシーの侵害を防ぐことを目的として、住民票や戸籍等の証明を第三者等に交付したとき、事前申出した方に交付した旨を通知するものです。

この制度については、次の通りの取扱いとなります。ご了承ください。

### □送付先

交付通知書は住民登録地に転送不可扱の本人宛で送付いたします。（なりすまし防止のため。）ただし、除かれた戸籍や除かれた戸籍附票に関して事前申出を行っている方で当市の保有情報で現在住所がわからない方については、申出時の住民登録地に送付いたします。

### □通知内容と通知対象外の請求

交付通知書は第三者等に交付した事実について通知しますが、第三者等の住所、氏名等の個人情報には通知できません。また、次の請求の場合、通知いたしません。

- ・本人等の申請。
- ・公用請求（裁判所・警察・地方公共団体等）。
- ・自動交付機やコンビニ交付、広域交付住民票など、本人でないと取得できない手段による証明請求。

本人等とは…住民票類では本人及び同一世帯員、または同一住所別世帯の親族、戸籍類では本人及び当該戸籍または戸籍の附票に記載された者、その者の配偶者及びその者の直系尊属または直系卑属があたります。

### □変更届について

氏名・住所・本籍・筆頭者等に変更があった場合は、必ず変更届を出してください。変更届がなかった場合、通知が到着しない場合があります。

### □職権による登録抹消事例

次のような場合は、自動的に本人通知制度の登録名簿から抹消します。

- ・申出者が死亡・失踪宣告・職権消除によって除票になった場合
- ・変更事項があったにもかかわらず変更届がなかったために郵便物が「宛先不明」で返送された場合で、調査又は通知の再送により居住不明であるとわかった場合。
- ・事前登録した対象書類が保存年限を経過した場合。
- ・その他市長の判断により、事前登録が適さない状況であると認めた場合。

### □有効期限について

この申し出の有効期限は5年です。期限経過前に期間満了のお知らせを送付しますので、引き続き事前登録をご希望の方は、申し出してください。

上記の内容について、了承いたしました。

年 月 日

申出者

代理人

《問合せ先》

伊丹市役所 市民課

〒664-8503

兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

(072) 784-8038 市民課直通